

令和5年度 第4回千葉市子ども基本条例検討委員会 議事録

1 日 時：令和6年2月12日（月・祝）13時00分～15時00分

2 会 場：千葉市役所 高層棟2階 XL201・202・203会議室

3 出席者：

(1) 委員

宮本委員（委員長）、矢尾板委員（副委員長）、大森委員、沖委員、檜浦委員、岸委員、郡司委員、児玉委員、清水委員、笹口委員、田村委員、藤芳委員、二タ見委員、松島委員、村山委員、山崎委員、吉永委員、渡部委員【委員20名中18名出席】

(2) 事務局

【子ども未来局】	宍倉子ども未来局長、大町子ども未来部長
【子ども未来部子ども企画課】	宮葉課長、佐久間課長補佐
【子ども未来部健全育成課】	石田課長
【子ども未来部青少年サポートセンター】	栗田所長
【子ども未来部子ども家庭支援課】	高木課長、中坂企画調整担当課長
【幼児教育・保育部幼保指導課】	香川課長、渡邊保育所指導担当課長
【東部児童相談所】	山口所長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	保田課長
【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】	小石統括指導主事

4 議題等：

(1) 議題

- ア 「子ども・若者市役所」の参加者による提言について
- イ 条例の制定に向けたアンケート調査結果の報告について
- ウ 各部会からの意見の報告について

(2) その他

- ア 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

- (1) 「子ども・若者市役所」参加者による提言を受け、質疑応答、意見交換が行われた。
- (2) 条例の制定に向けたアンケート調査結果の報告があり、質疑応答、意見交換が行われた。
- (3) 各部会からの意見の報告があり、質疑応答、意見交換が行われた。
- (4) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回千葉市こども基本条例検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表、資料1及び資料3を配付してございます。次第、委員名簿、その他会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

なお、小林委員、米田委員におかれましては、本日御欠席の旨、御連絡をいただいております。また、沖委員につきましては到着が遅れる旨、御連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、宍倉こども未来局長より、御挨拶を申し上げます。

○宍倉こども未来局長 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、また、祝日ということでございますが、委員の皆様には御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

年が改まりまして初めての会議となりますが、8月からは4つの部会に分かれて集中的な御審議をいただきましたほか、9月に開催いたしましたシンポジウムにつきましても、多大なる御支援、御協力をいただきましたこと、この場でお礼申し上げます。ありがとうございます。

本年は、条例の制定に向けて大事な年となりますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

本日は、「こども・若者市役所」の取組みに参加されている若者の皆様からの提言をお聞きいただきまして、次に、皆様の御意見を基に実施いたしましたアンケート調査の結果が取りまとまりましたので、そちらのほうを御報告させていただきたいと存じます。

最後に、4つの部会において御検討をいただきました内容についても、各部長様から御報告をいただくこととしております。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を頂戴できますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

○佐久間補佐 委員の皆様におかれましては、御意見・御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださるようお願いいたします。

それでは、ここからは委員長に議事進行をお願いしたいと思います。宮本委員長、どうぞよろしくお願いいいたします。

○宮本委員長 しばらく間が空きましたけれども、今年もどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。まず、議題（1）ですけれど、「こども・若者市役所」参加者による提言についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。私のほうからは議題（1）の「こども・若者市役所」参加者による提言につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

本市においては、10年以上前から、こどもの社会参画を促進するために、こどもの参画推進事業というものを実施しております。その主なものの1つが「こども・若者の力（ちから）ワークショップ」という、昨年10月に開催いたしました第3回の本検討委員会におきまして、小学生、中学生の皆さんがこどもの権利ですとか、この基本条例に関しまして、いろいろ学んだり、考えたりしたことをこの場で発表をしていただきました。

今回は、もう一つ主な取組みといたしまして、「こども・若者市役所」というものを実施しておりますが、こちらにつきましては、高校生ですとか大学生等の皆さんに、毎年まちづくりについての企画など、様々な取組みを行っていただいております。今年度は、このこども基本条例を一つのテーマとして取り組んでいただきました。本日は、参加された皆さんにお集まりいただきまして、御検討いただいた内容につきましてこの場で発表をしていただくという形になっております。どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは、「こども・若者市役所」参加者の皆さんから提言をお願いしたいと思います。「こども・若者市役所」参加者の皆様、よろしく願いいたします。

【 「こども・若者市役所」（こ・若）参加者 スクリーン付近へ移動 】

○こ・若参加者 これから、「こども・若者市役所」のメンバーから、千葉市こども基本条例検討委員会の皆さんに、私たちが取りまとめました千葉市こども基本条例への提言を報告したいと思います。

本日は、千葉市ならではのこども・若者施策への期待、それに込められる思い、こども・若者施策の推進に当たりどのような仕組みが必要か、こどもの権利の保障、こども・若者施策、こども・若者の社会参画の推進に当たり、自分たちにできること、若者同士が支え合うコミュニティづくりー自立することが困難な若者のサポーターの4点についてお話しさせていただきます。

初めに、「こども・若者市役所」について紹介します。

私たち「こども・若者市役所」は、主に高校生・大学生等の若者がワークショップを通じてまちづくりや地域の課題について主体的に話し合い、実践を行うグループです。平成28年度に千葉市内の高校に在学する高校生が中心となって、こども・若者が千葉市の取組みに関わり、自分たちの意見を反映させるための仕組みを考え、平成29年度から活動を始めました。

活動開始に当たり、「こども・若者宣言」を起草しました。この宣言もこども基本条例の精神につながるとお思いますので御確認ください。

「こども・若者市役所」では、これまで、こどもの居場所づくりやこどもたちをサポートする取組み、千葉市の魅力発信、千葉市の課題を解決するための提言、この3つの活動を軸とし、取組みを進めています。

小学生を対象とした夏休みこども教室やクリスマスカフェの企画は多くのこどもたちが参加してくれています。

今年度は、夏休みこども教室、秋の給食体験、駄菓子屋カフェ、こども基本条例の検討を進めています。今年度の活動についてメンバーからは、ほかの学校や異なる年齢の人たちとつながりを持つことができた、多様な人たちと話し合い、実践する経験を積むことができた、地域のことや社会参画に興味を持つようになったなどの成長を実感できるという内容や、活動の場自体が第三の居場所になったというようなものが多く見られました。

私自身も問題解決を順序立ててできるようになったり、自分の意見について根拠を持って言うことができるようになったりなど、とても成長できたと実感しています。

この活動は地域の活性化だけでなく、参加している私たち学生にとってもメリットのある活動です。今後も積極的に参加者を増やし、地域の活性化に貢献できるようにしていきたいと思っています。

○こ・若参加者 私からは、千葉市ならではのこども・若者施策への期待、それに込められる思いについて説明をします。

千葉市ならではのこども・若者施策としては、学校の授業などでコミュニケーションを向上させる取組みを継続することにより社会参画の能力を高めていくこと、地域の課題を発見し解決する体験の実施、年齢に応じたボランティア体験の機会の提供を進めていくことなどが必要であると考えました。

こども・若者にとって最も身近な社会は学校です。その学校教育の中で社会参画の意識づけや意見を言うことの大切さを知ってもらうことが大切だと思います。

また、千葉市では、これまでも小学生から大学生まで、例えば「こどものまちCBT」や「こども・若者の力（ちから）ワークショップ」、「こども・若者市役所」など、年齢に応じた取組みが行われてきています。その中でも特に中学生の活動が少ない、中学生の社会参画の取組みを強化していく必要があるという意見も出されました。

次に、こどもの居場所づくりについてです。こども・若者がいつでも24時間駆け込むことができる居場所が必要だと考えました。また、周りの人と会話をしながら勉強もでき、知らない人や年齢の異なる人と交流できる場所も必要だという意見が出ました。

こども・若者施策を充実させていくためには、大人の理解、大人に対する啓発も必要です。この点はこども基本条例の理念に入れていただきたいと思っています。

行政や学校の先生に限らず、大人全体がこどもに関心を持つこと、こどもの声を尊重し、大人には、こどもを一人の人間として、上下の関係ではなく対等な目線で寄り添ってほしいということを強く願います。例えば、公園の使用ルール等の「謎ルール」、靴下丈はくるぶしよりも上じゃないといけないといったブラック校則、こども・若者の立場からは理解できないことも社会には多く存在します。こうしたこども・若者施策を充実していくことで、千葉市では、全てのこどもが問題解決のために転校や引っ越しをしなくても成長できるためのよりどころとなる居場所や支援体制の整備をお願いしたいです。

以上の意見を踏まえ、私から伝えたいことは、こどもが遠慮せずに自由でいられる場の提供です。駄菓子屋カフェでは、友達同士で来ているこどもも多かったのですが、その場で初めて会った子と楽しく話したり、遊んだりしている姿も見受けられました。私自身もその光景を見てうれしかったですし、このような場所が近くにあったら楽しいだろうなと感じました。最近には家に1

人である子どもも増えていると聞きますが、頼れる大人は親だけではないということを伝えたいです。

また、居場所も提供だけではなく、周りにいる大人の理解も必要だと思います。大人が勝手にこうしてはいけないという制限をかけているように思います。私が通っていた中学校では、先ほども言ったように、靴下丈はくるぶしよりも上じゃないといけないというブラック校則がありました。何かしらの事情はあるのではないかと思います。一度子どもたちの意見に耳を傾けて、子どもだからという最初から決めつけることがない環境になってほしいと思います。

○こ・若参加者 私からは、子ども・若者施策推進のための仕組みについて提案したいと思います。

まず、子ども・若者の社会参画を推進するための取組みとしては、学校やクラス単位で「子ども・若者市役所」が出張し、まちづくりのことを考え市に提案する取組み、小学生から高校生までが分かれて話し合い市に提案する取組み、市内で子どもの社会参画に関する取組みを行う団体等を集めた発表会の開催などが考えられます。「子ども・若者市役所」の仕組みを活用しながら、千葉市内に住む、千葉市内の学校に通う子ども・若者が、市の取組みに様々な形で関わる仕組みをつくることができると思います。

次に、子どもの意見聴取に関する取組みについてです。学校でもアンケートを行ったりしますが、その際には様々な配慮があることでアンケートに答えやすくなっております。

また、意見を言うことに対して消極的な子ども・若者の意見を拾い上げて公的な機関や窓口につなげることも大切です。そのためには、子ども・若者同士が相互に信頼関係を持ち、互いにサポートをし合える仕組みをつくっていくことが重要だと思います。

さらに、直接意見や困り事などの相談ができない子ども・若者は、インターネットやSNSを活用して、意見を表明したり、相談ができたりする仕組みが必要だと考えます。具体的には、意見を表明できない、相談できない子ども・若者が、SNSを通じてアクションができるようにするため、子ども・若者ポストなどの設置が考えられます。

イベントの周知や参加者を増やす取組みとしては、参加者へのインセンティブを付与する、参加しようと思ってもらえるようなことをすることも重要です。子ども・若者にイベント情報を的確に届けるための配慮も必要だと思います。

以上の意見を踏まえ、私が伝えたいのは、子どもは思っているよりも隠すのがうまいということです。イベントを運営するに当たり、子どもと関わる中で、思っているよりも子どもは大人の様子をよく見ているということがよく分かりました。何か悩んでいた、困っていたりしても、大人が忙しそうにしていたりすると言い出せなかったりとか、そんな子ども・若者は見えていないだけでたくさんいると思います。そんな人たちに機会があるときに自然に引き出せるような場所や制度が必要だと思います。

○こ・若参加者 私からは、子どもの権利保障、子ども・若者施策、子ども・若者の社会参画の推進に当たり、普及・啓発面で私たちができることについてお話ししていきたいと思います。

私たちができることとしては、「子ども・若者市役所」の活動が同世代に伝わるような分かりやすいリーフレットが必要で、小学生が興味を持つような子ども向けの情報誌の発行、小・中・高での出前授業の実施などをこれから考えていきたいと思っています。特に次年度では、「子ども・若者市役所」の取組みでも、子ども基本条例や子どもの権利について、子ども・若者が理解する

ことができるリーフレットなどを考えることができればと思います。

そのときに難しいことをそのまま伝えるのではなく、子どもたちが興味を持ってくれるように、ナンプレによる懸賞プレゼントや、何ら子どもの権利保障等とは関係ない、子どもが楽しめる記事も掲載することや、小学生にイラスト等を寄稿してもらうこと等を工夫することも考えています。

また、「こども・若者市役所」公式X（旧ツイッター）等、公式アカウントを通じて、自分たちの参加している「こども・若者市役所」の活動を普段の生活の中で伝えたり、インターネットで発信したりすることも行っていききたいと思います。

さらに、こども・若者自らNPO等の団体を設立したり、自主的な呼びかけを行って、必要に応じて大人の助言等支援を受けつつボランティア活動を実施していくことなども考えていききたいと思います。

以上の意見を踏まえ、私が伝えたいことは、このような取組みを私たちが行っていることを知ってもらって、より多くのこども・若者が社会参画へのチャンスを持ってもらえたらなと思います。実際、私は、このCCFCの活動を通して、普段ではできないような貴重な経験をしてきました。例えば、現状の問題についてプロジェクトメンバーと会議をしたときは、今までとは違う視点で日常生活を見ることができるようになりました。新しいコミュニティーに参加したことで、多くの人との学びを得たことなど、楽しい経験をたくさんしてきました。このように楽しく貴重な経験ができる機会を増やし、こども・若者がより充実した生活を送れるようになればいいなと考えます。私たちが積極的に活動を同世代の若者やこどもに伝え、より多くの若者が社会参画できるような社会になってほしいなと願っています。

私からは以上です。

○こ・若参加者 私からは、若者同士が支え合うコミュニティーづくり、自立することが困難な若者のサポートについて説明します。

ここで重要なのは、困難な問題に直面しているこども・若者を支援する・されるという関係ではなく、互いに支え合う仕組みをつくっていくことだと思います。私たちが今回検討をする中で、困難さとは、経済的な問題、家族の問題、不登校の問題など、様々な困難が上げられました。

また、自立ということについて、それは自分で自分の人生を選択できる状態であるという意見もありました。こども・若者としてのコミュニケーションを途絶えないようにするためには、様々な機会、居場所をつくる必要があると思います。

また、こうした活動を通じて学校に通えなくても大丈夫だよというメッセージを伝えてあげる環境をつくっていくこと、実際にそうしたメッセージを伝えていくことが大切だと思います。

不登校、ひきこもりの問題については、まずは話を聞くことが大切だという意見が出ました。言いたくても聞いてもらえない状況や、言いたくても言えない状況もあります。学校に行きたくても行けない、家庭の都合で学校に行けないということもあると思います。こうしたこども・若者と一緒に語り合える、または支え合えるコミュニティーをつくっていくことが大切だと思います。

家族や知っている人以外の友人をつくれること、このことはこども・若者にとって本当に必要なことだと思いますし、こうした環境があることが困難に直面しているこどもや若者の心強いサ

ポートとなると思います。

経済的な問題では、そもそもアルバイトをしなければ生計が成り立たないのは問題であるため、無料の学習支援や、高校生以上も利用することができる子ども食堂なども必要だと思います。金銭的な支援も重要だと考えています。

社会、人との接点が少ない若者が支援を利用する可能性を高めるためのX（旧ツイッター）、インターネットを活用して居場所の整備や孤立した若者を支援するためのネットパトロール等の取組みが必要だという意見もありました。

こども・若者にとって学習面の問題は大きいと思います。これまでお話ししてきたことに加え、教育全体がオンラインに寛容になってほしいという意見が出されました。学校に行かないと成績に反映されない、授業にも遅れてしまうという問題を是正していくことが重要だと思います。

以上の意見を踏まえ、私は改めて、学校に行きたくても行けないようなこどもたち、少数派のこどもたちとか若者が互いに支え合えるコミュニティーをつくるのが大切であり、そのような機会を設けることが必要だと思っております。そういうことがこども・若者にとって、心の栄養となり、支えとなると思います。

私自身も、仲のよかった友人が小学生のときに、自分の居場所がなくて居心地があまりよくないという理由で転校をしてしまいました。当時お話を伺ったときには、学校の相談員さんとか家族とかその友人以外の大人とお話できる人がいればよかったなという話を両親としていたことがとても印象的で、そういうこどもたちを減らすためにも、そういうお話ができる場とか居場所というのをつくってほしいと強く思っています。

私からは以上です。

○こ・若参加者 最後に、私からは、こども基本条例やこども・若者施策への期待を込め、本日の報告のまとめとしたいと思います。

今回の議論を通じて、こどもや若者の声が非常に届きにくい、「どうせ変わらない」という感覚があることから、こども基本条例によって、こども・若者が一人の人間として尊重され、意見が届きやすくなってほしいという声がありました。

また、保護者によっては責務に対する考え方が必ずしも適当ではないように思います。親がこどもの気持ちを考えずに意思決定していることも多いのではないのでしょうか。条例がこどもの意見が尊重される社会をつくるためのルールになることを望んでいます。例えば、こども・若者が話を聞いてもらいたいのに、親の顔が疲れていたら話せなくなってしまいます。そのことを考えると、親のサポートも必要だと考えます。

大人はこどもの周りにおいて、こどもへ最も影響を与えている存在です。だからこそ大人のケアも必要だと考えます。条例ができることで、こども・若者を主体としたコミュニティーができることに期待をしています。こども・若者と対等に意見を交わせるようになることを期待しています。こども・若者の中には、意見を生かしたい、活動をしたいと考えていた方が、先生方や先輩方等の経験による方針や意向によりそれができなかったというエピソードを話す方もいました。自らの意思を尊重されぬまま話合いが進んでしまうことも多く、場合によっては孤立することさえあったそうです。個人の一人一人の考えや個性を伸ばしやすくするようなこども・若者の社会参画を進めていくことが大切だと思います。

こども基本条例がつくられることで、こども・若者の潜在能力を発揮しやすい社会になっていく原動力になれば素晴らしいと私たちは考えます。

以上の意見を踏まえ、私は、こどもや若者が自ら正しい判断ができないとして、意思決定に生かしてもらえないことや、選挙権がないからとまともに取り合ってもらえないことや、保護を名目に何らこども・若者の気持ちによらず意思決定をすることが当たり前のこととして存在していることは大きな問題であると思います。

日本において、こどもはマイノリティーであり、声が届きづらい立場に置かれています。その中でも、選挙権のない18歳以下、高校生以下のこどもは特に声が届きづらい存在です。私たちは全員で決めて、所属などそれぞれ異なる立場で生活しています。私は大人の意見だけではない、多様な存在の言葉の下で作られた社会を望みます。その第一歩としての千葉県こども基本条例がつくられることに期待しています。

私たちの提言が、こども基本条例の理念の一助に置かれることを期待しています。

以上で、私たちの発表を終わりにします。（拍手）

○宮本委員長 御提言ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの「こども・若者市役所」参加者の皆様からの御提言に関しまして御意見、御質問などをお出しただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

質問等の時間は13時40分くらいを目途にしたいと思います。どうぞ引き続き御意見をいただければと思います。

○吉永委員 昭和薬科大学の吉永と申します。あまりにも素晴らしいのでちょっと何を質問したらいいかよく分からなくなってしまうんですけど、非常に大事な御意見がたくさんあって、最後のところでおっしゃっていたみたいに、ぜひここで発表されたことは、こちらの条例の軸になっていったらいいなど、私も本当に思いました。

特に、自分たちでコミュニティーをつくって支え合っていきたいというところが特に心に残ったんですけど、もし、この御意見にたどり着くときに、何か皆さんの中で非常に印象的なこういう考え方、意見が出たんですよみたいなものがあったら教えてもらいたいなと思いました。お願いします。

○宮本委員長 よろしくお願いします。

○こ・若参加者 今回の発表の準備の中で、私にとってとても印象的だった意見としては、名前がこども基本条例ということになっているので、私は結構こどもに視点を当てていたんですが、大人のケアが必要という意見が出たことが、とても新しい視点だったというか、こども、こどもとずっと考えていたんですけど、実際考えてみると、こどもの周りには大人だし、どんな大人が周りにはいるかによって、どんな人間になるかとか、どんな価値観を持って生きていくかみたいなことがとても変わるなというふうに思って、だからこそ、健全なというのはちょっと難しいかもしれないですけど、そういう関係が大人にもできるように、大人に対するケアも私も必要だなというふうに思って、とても印象的でした。

以上です。

○宮本委員長 吉永委員よろしいですか。何か追加することがあればどうぞ。

○吉永委員 皆さんにも聞いていただいて…。

○宮本委員長 じゃ、そのほかいかがでしょうか。村山委員。

○村山委員 弁護士の村山と申します。今日はありがとうございます。私は権利の保障部会というところの部会長をしていて、いかにこどもの権利が保障をされるかというところを部会で検討してきました。その中で権利についていわゆる勉強だけしても正直それでは全然駄目で、実際のこどもたちの生活の中で権利を知り、そしてそれを行使していく機会というのが必要じゃないかなと思いました。

小学校に入学する前、保育所とか幼稚園とか、あるいは小学校を卒業した後でもいいですけども、それぞれの年齢とか発達に応じた意見を書いているんですけども、具体的にどういうテーマだったら皆さんは権利について学んだり、感じたり、使ったりしやすいのかなというのをぜひ聞いてみたかったです。例えばこの年代だったらこういうのがいいんじゃないかとか、そういうのがあればちょっと御助言いただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○宮本委員長 どうぞ。お一人だけで全部説明でなくて、何人でも結構ですから。

○こ・若参加者 私は、幼稚園とかちょっと小さいこどもたちにはゲーム感覚で教えるのがいいのかなと思っていて、例えばカードゲームだったり、かるたみたいな感じで、権利の名前が書いてあって、分かりやすい言葉でこういうことだよと、絵とセットで教えるのがいいのかなと思っていて、中学生とか高校生は、授業でも政治だったり憲法の話だったり、最近では新しい権利みたいなのでこどもの権利だったりとか学ぶのだと思うので、そのときに何か事例じゃないですけど、こういうことがあるよというので授業を身近に感じるのがいいのかなと思います。

以上です。

○こ・若参加者 高校生の私の実際の意見となるんですけど、授業で実際に、じゃあ条例についてとか権利についてやってみようというふうな時間を取っても、教室を見渡してみると、寝ている人がちらほらいたりとか、スマホをいじっている人がいたりとか、やっぱりそういうことって、いざやれと言われても興味がなければできないと思うんですよ。なので、さっきも言っていたと思うんですけど、授業というのはどうしても受験とかに関わるから真面目に受ける人は結構多いので、そういう授業で、じゃあ実際に自分たちでつくってみよう、校則について今思っていることある？、というふうにちょっと問いかけてくださると、今、公共の授業で政治とかをやってくださる先生が実際に私に言うてくださるんですけど、そういう取り組みだと、ああこういうのってやっぱりちょっとなくない？、みたいなのが意見として出てきたりするんで、そういう経験をどんどん積み重ねていくと結果的に権利というのにたどり着くんじゃないかなと思っていて、教えるだけじゃなくて、自分たちでやってみて、自分たちでそこにたどり着いてもらうという形が一番興味も持てるし、気づいたらできていたみたいな、受動的なものじゃなくて主体的に取り組んでいけるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○こ・若参加者 私は小学校低学年ぐらいの子たちにフォーカスして考えたんですけど、実際に小学1年生のときに道德の授業で、「ざわざわ森のがんこちゃん」というアニメを見て学ばせてもらったんですね。そのときみんな集中して画面に向かって見ていて、みんな真剣になって動画を見た後に、これはどういう気持ちでこういうことを言ったのかなとか先生が問いかけてくれて、

ディスカッションなどできたことがとても印象的で、今でも覚えています。なので、私は権利については楽しそうなアニメにして、そのアニメを見た後でみんなで話し合っ、ここについてどう思うとか、そういうのを話していけたらいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○こ・若参加者 僕自身も小学2年生のときのときに権利の勉強をしたんですけど、そのときは今で言うUNOとかトランプみたいに商品化された学べるものがなくて、担任の先生が紙で手づくりしてくれました。小学生の低学年の男の子って、僕も含めてですけど、先生に褒められるととてもうれしくて、イラストのかるただったんですけど、そういうのは、さっきゲーム感覚という意見もあったんですけど、ゲームの感覚だと低学年とか小学生はすごくやりやすいし、次回の授業で担任の先生が口頭で少しフィードバックしてくれると、それのおかげで何となく高校とか、今も大学に入ってそういう勉強をするときに、小学生のときに、軽くではありますが頭にいった知識が今大学の授業につながってきていると思いますし、そういう意味では小学生の段階でそういう条例とかに触れる、入り口はゲームかもしれないですけど、そういう機会があるのは大事かなと思っています。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。続いて、いかがでしょうか。どうぞ。

○郡司委員 この委員の中で若者枠として参加させてもらっています、千葉大学で大学院生をやっている郡司日奈乃と申します。今日はありがとうございます。

お話しされていること、幾つも私自身の人生とすごく重なるところもあって、特に最後お話しされていた選挙権がないからこそ声が届かないというのはまさしくそうだなと思いました。私もそう思って修士課程では主権者教育のことを研究していたので、何かすごい思いが重なるところがあって、感極まったみたいなものがありました。

私から2点、お伺いしたいことがあります。1点目が、よい条例をつくっても形骸化してしまうのではないかというのが今危惧していることです。今回、提言をもらった中で本当にいい、言葉もそうだし、内容もそうだし、ぜひ取り入れていきたいなと私自身も思うことがたくさんあったんですけど、これをずっと観察、監視し続ける組織がないと、千葉市はこのこどもの権利保障というものがどんどん右肩下がりになっちゃうんじゃないかなということを思っています。そこで、ちょっと資料が手元に届いてないかもしれませんが、委員の皆さんだったら資料7のところで3ページ目にあるんですけども、こどもの権利の保障を含むようなこども施策の推進状況の確認とか検証をする審議会をつくる必要があるんじゃないかということを検討しています。私は、大人の中で若者枠で参加していますが、これは若者だけの審議会、会議をするようなチームがないとなかなか声も発しづらんじゃないかなというふうに思っているんですが、これをどう思いますか。もしよかったら、参加するところに対して興味があるかどうかみたいなのも教えてもらえればと思います。

2つ目として、提言をいただいたところで(3)、私たちができること②のところ、NPO等の団体を設立するというのがあったんですけど、これを任意団体じゃなくてNPOなどの団体を設立するというふうに、思い切っているなと思ったんですけど、ここに至った経緯や、この団

体でやりたいことがあればぜひ具体的に教えてもらえればと思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長 どうぞ、どなたでも。

○こ・若参加者 ありがとうございます。まず1つ目のほうについてなんですけど、若者だけの会議みたいなものをつくっていただきたいなとすごく思っていて、それに私自身も参加してみたいなとすごく思っています。実際に自分たちで今提言させていただいたと思うんですけど、それが実際に施行されて、さらに、施行されているかどうかを見るとというのは、1つのものを自分たちの手でつくり上げられたという達成感もちろんあるし、自分でつくったものだからこそ自分たちで最後までやるべきだよなというのすごく思っているんで、つくってはい終わりじゃなくて、責任を持って最後まで自分たちでできているかなというのを確認するのやりたいなとすごく思っています。

NPOの設立についてなんですけど、実際私が、年が明けてから友達に声をかけてつくってみたいという、漠然としていて申し訳ないんですけど、何か活動として1つ、名前として残したいというものがすごくあって、任意団体でももちろんいいんですけど、それだとどこか責任感が薄いというか、そういうのがちょっと自分たちの中であって、法人として設立するとよくも悪くも責任がすごくつきまとうと思うので、それを若者のうちから経験しておくことで、どんどん大人になっていくに連れてもすごくいい経験になるんじゃないかというのがあって、そういうちょっと大胆なことを提言として出させていただきました。

以上です。

○宮本委員長 どうぞ。

○こ・若参加者 1点目に関しては、私はすごくやりたいなというふうに思います。今日来た、何か感想になっちゃうかもしれないんですけど、この場に18歳以下の人っているんですかね。

○郡司委員 いないです。

○こ・若参加者 何かそれが私すごくもやもやしているというか、何でなんですか。

○郡司委員—— 22歳と25歳の委員がいます。

○こ・若参加者 私、そういうのはすごく苦手で、18歳以下、特に高校生以下はなめられがちというか、何かこういうところで発言とかできないでしょうと思われているでしょうけど、今私は発言していますし、そこはちょっともやもやしていました。なので、1点目に関してはぜひ参加したいです。

2点目に関しては、個人的な話になってしまうかもしれないんですけど、私も今NPO法人とか一般社団法人みたいなのをやりたいなとちょっと興味があっていろいろ調べていたんですけど、何で法人なのかとなると、やっぱりやりたいことをやるとなったときに、どうしてもお金がかかっちゃうので、そこら辺もやっぱり法人を設立したほうが結構スムーズだと思うし、NPO法人とかだと結構国からの助成金とか、そういう制度が整っているんで、正直、学生でビジネスを回すのは難しいなと思うので、そういうのを頼れるから法人で登録したいみたいなのは私も個人的にはありました。

以上です。

○こ・若参加者 私も1つ目の審議会に興味があるので参加したいと思っていて、やっぱりこどもだから分かることもあると思うので、それは若者だけの審議会、大人だけの審議会で、その各グ

ループで出た意見を1つの大人の何人かと若者の何人かが最終的に判断するというのがいいと思っていて、やっぱり子どもだけで考えるよりは、大人の意見も取り入れたほうが、相互に思っていることを面と向かって言えると思いますし、大人だけの中に若者が今回みたいに入っていると、言いづらい状況もあるのかなと思っていて、そのためにはやっぱり若者だけ、大人だけで最初に話して、その出た意見を最終的にはミックスして交換し合うというのがいいと思います。

2点目のNPOに関しては、任意じゃないほうが、NPOと書いてあるほうが何か地味に飛び込みやすいというか、印象がやっぱり違うと思うんですね。任意だと、周りの人たちじゃないと知らないことが、NPOでメディアとかに取り上げられたときに、こういうことをやっているんだとか、そういう取組みがあるということを知るきっかけにもなると思うので、そういう任意というよりはNPOのほうが、先ほどおっしゃっていたように助成金とか、そういう面でもいいのかと思います。

以上です。

○宮本委員長 話題がどんどん佳境に入っているんですが、時間の制限があって、どうしても伺いたいという御意見はありますか。じゃ、最後のお一人ということでお願いします。

○沖委員 はじめまして。公募で来ました沖と申します。私は、この資料1の(4)の①の上から3個目の黒丸、「不登校、引きこもり、まずは話を聞く。」以下のところがとても心に響いちゃったんですけど、私の娘が不登校で引き籠もって、精神的に病んで大変だった時期があって、今何とか抜け出して21歳になったんですね。この若者同士が支え合うコミュニティーって、皆さん平日学校へ行っているから忙しいと思うんですけど、うちの娘が言っていたのは、不登校はいいけど、引き籠もると病気になるというサバイバーの意見があって、親とか市の職員とかが来ても絶対に話さない、ドアも開けない。拒絶するんですね。でも、ちょっと年上のお姉さん、お兄さんが、「今日天気いいからさ、ちょっとマックでも行く？」とか軽く誘ってくれたら外へ出られたかもしれないとか、今頃言うんですよ。

例えば皆さんがそういう引き籠もって心を開かないこどものところに行って、「今日どう？調子は？」とか話しかける役とかをするのに動きやすい仕組みとかあったらどうですかね。例えば大学で何か社会活動みたいなものの一環として単位が取れるのか、高校の部活だったりとか、例えばサークル活動で、自分たちの大学のそばでこういう子がいるんですけど行ってみる？とか、そういう仕組みがあったらそういう子のところに、行きやすいかなと。ちょっと年上のお姉さん・お兄さんというのが、小学校・中学校の子どもにはすごく大事。大人が行っても「あんたに話して何が分かるの」だから、重くない、軽くて、何かふわっと外に連れていってくれるには、ちょっと年上のお兄さん・お姉さんがいいらしいですよ。でも、日中活動していらっしゃる方々に自分の時間を割いて行ってもらうのって難しいことじゃないですか。それにはどういう仕組みがあったら動きやすいかなと、1点、御意見をください。

○宮本委員長 とてもかなり深入りした重要な問題ですが、お二人だけちょっと発言していただけますか。

○こ・若参加者 すみません、実は私、中学校ほとんど通わないまま卒業をしたんですね。いじめとか人間関係のトラブルで鬱状態になってしまって、中学校はほとんど通えないまま卒業をしました。例えばその出していただいたアイデアでやるとするならば、私は通信制の高校に通ってい

るんですね。なので、時間はあり余っていて、日中活動していないというか、結構私はやっているほうなんですけど、ほかのクラスメイトは結構何もしていないというか、通信制の高校に通っている高校生とかは時間はあると思います。なので、全日制の高校はちょっと難しいのかもしれないんですけど、通信制の高校から攻めていくというのはいかがでしょうかというふうに思いました。

以上です。

○宮本委員長 じゃ、もうお一方、お願いします。

○こ・若参加者 確かに日中はほとんど学校にいますのでやっぱり難しいなというのはあるんですけど、高校2年生は、私自身が大学の入試のことについてちょっと調べる時期になってきたんですけども、その中でやっぱり大学の入試に有利になるとかだったら絶対やると思うんですよ。利害関係の話にすごくなってしまっていてあれなんですけど。だから、例えば学校を休んでやるとなるとマイナスにしかならないと思うんですけど、そういう活動を例えばボランティアとしてやっていたよというので、おっというふうに、一目置かれるような感じになっていければ、すごくやりたいという人はやっぱりいると思うし、私の友達にも数人、やっぱり不登校になって結局学校を辞めちゃったという子がいたんですけど、そういうとき、やっぱり周りに大人がいても、おっしやっていたように、こどもというよりか若者に聞いてほしいというのがすごくあったというふうに言っていたので、高校生とか大学生でも、ひとつ加点になるような制度があればやれるんじゃないかというか、やりたいと私は思います。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

実はここからが多分大変貴重な重要な議論になるところですけど、残念なことに一応打ち切らなければならないんですけども、例えば高校生とか大学生がいろいろな問題意識を持ったり志を持ったりしたときに、どういう形であれば活動できるか、これは1つではないですよ。今のお話のように、通信制の生徒だったらこういうことができるという方もあれば、全日制の学校へ通っているけれど、でももしかしたらSNSなら相談相手になれるよという人もいるかもしれない。このあたりのところがこれから皆さんたちに参加していただくか、あるいは皆さんたち自分でアイデアを出し合うと何かいろいろ出てくるんじゃないかと、そんな感じがしたところでございます。

せっかく来ていただいたのに、時間を限ってしまって大変申し訳ないし、残念なんですけれども、本日はここまでということで、これからはますます活躍していただき、提言をどんどん出していただきたいなと思いました。どうもありがとうございました。（拍手）

【 「こども・若者市役所」参加者 元の位置へ移動 】

○宮本委員長 千葉市にもこういった高校生や大学生の仕組みがあるということはとてもすばらしいことだなと思います。欲を申しますと、大学生という学校区分ですぐくくってしまうんですけど、大学生くらいの年齢で大学へ行っていない人たちの問題はいっぱいあって、そういう方にどうやって参加していただくのかということがとても大事なんです。でも、とてもそれは難しく、国でも地方自治体でも、若者参画というと小・中・高・大学生で終わっちゃうんですけどね。ここらあたりはちょっと発想の限界があるんじゃないかなと、そんな感じを受けました。というこ

とで次へ行きたいと思います。

じゃ、議題（２）になりますが、条例の制定に向けたアンケート調査結果の報告について、事務局からお願いいたします。

○宮葉課長　こども企画課でございます。それでは、資料２をお願いいたします。

条例の制定に向けたアンケート調査結果の報告について、でございます。このアンケートにつきましては、昨年の委員会の中でもいろいろと御意見をいただきまして、それに基づきまして実施した次第でございます。

１ページ目の調査目的、調査対象、調査方法につきましては、昨年検討委員会の中でもいろいろと御審議をいただいた内容でございます。調査期間につきましては、昨年の９月１日～１１月８日までで実施いたしております。５の回答状況でございますけれども、それぞれ年齢区分ですとか立場ですとか、それに応じて調査票を分けて実施しておりますけれども、調査区分ごとの回答件数につきましては右側にございまして、合計として２万３,６１０件の御回答をいただいたところでございます。

それでは、２ページ目をお願いいたします。ここからは調査結果の概要という形で御説明をさせていただきます。詳細につきましては、机上にお配りしてございますファイルのほうに、アンケートの中の自由記載の部分ですとか全て網羅する形で整理しておりますので、お時間があるときに御覧いただければと思います。本日は、この調査結果の概要の中でも、時間の関係もございまして、抜粋しながら説明をさせていただきます。

まず、（１）の小学１～３年生及び小学４～６年生の部分でございます。まず１つ目、アといたしまして、家での生活で困っていること、学校生活で困っていることという質問でございます。これにつきましては、３割前後が困っていることがあると回答しております。最も多かったのは、家では塾や習い事で忙しいことでしたけれども、暴力や暴言等を受けていることが比較的上位に位置しているほか、手伝いを多く頼まれるという回答も一定数ございました。また、学校では勉強が難しいことや宿題が多いこと、困ったときに誰に相談してよいか分からないという回答が多ような状況でしたけれども、友人からからかわれたりすることや、教師が話を聞いてくれなかったり、あるいはひどく叱られたりするような回答も一定数ございました。

３ページ目、米印のところ です。こちらにつきましては、市立養護学校と第二養護学校の生徒さんの回答という形になります。困っていることがあると回答したのは、家では３割弱で、全体と比較すると低いような状況でございましたけれども、障害等があり、助けが必要なときに助けてもらえないという回答も一定数ございました。また、学校では約２割で、全体と比較すると低いような状況でしたけれども、困ったときに誰に相談してよいか分からないという回答も一定数ございました。

続いて、４ページをお願いいたします。イといたしまして、自分の気持ちを伝えるときに困っていること、困っているときの相談先でございます。３割以上が困っていることがあると回答しております。最も多かったのは、自分の気持ちを上手に話せないことで、他人に伝えるのが恥ずかしいことや自信がないことなど、自分自身に関することが上位でございましたけれども、誰に伝えたらよいか分からないことですとか、話をしても聞いてくれないという回答も一定数ございました。相談先につきましては、多いものとしては、父母や友人、教師等でございますけれども

ども、高学年になると、父母や教師の割合が低く、友人の割合が高いような状況でございます。また、困っていても誰にも相談しないという回答は、1割以下でございますけれども、一定数ございました。

続いて、5ページ目です。養護学校の生徒さんです。困っていることがあるという回答の割合は全体と比較するとかなり高いような状況になってございまして、自分の気持ちを上手に話せないことが突出して多いような状況でございました。相談先につきましては、全体と同様に、父母や教師という回答が多かったですけれども、友人については全体と比較すると少ないような傾向がございました。また、困っていても誰にも相談しないと回答したのは1割以上で、全体と比較するとやや高くなっているような状況でございます。

続いて、6ページ、ウ、困っていても誰にも相談しない理由ですとか知っている相談先ということでございます。相談しない理由としては、低学年では、自分で解決したいという回答が4割以上で、最も多く、自分の気持ちを話すことが恥ずかしい、相手に悪いから、相談しても無駄だと思うなどの回答も多いような状況でした。また、高学年では、上位4つの項目は低学年と同じでありましたけれども、相談しても無駄だと思うという回答が4割以上で、最も多い状況でございました。なお、知っている相談先について、高学年のみに質問をしたところ、約7割がスクールカウンセラー、4割以上が児童相談所と回答したほか、6割以上が複数の相談先を回答しております。

続いて、7ページ、市立養護学校、第二養護学校です。相談しない理由といたしまして、障害等によって自分で話をすることができないからという回答が最も多く、知っている相談先といたしましては、全体と同様に、児童相談所やスクールカウンセラーと回答する割合が高く、7割以上が複数の相談先を回答いたしましたけれども、どこも知らないという回答も3割以上で、全体と比較するとかなり高いような状況でございました。

続いて、8ページでございます。クラスや学校のことを決めるときに意見を伝えることです。いずれも1割以上が、自分の考えを言いたくないと回答しておりまして、理由としては、自分の考えを話す自信がないことが最も多く、低学年では5割以上、高学年では約8割でございました。また、まちづくり等に関してこどもが意見を伝えることについて、高学年にのみ質問をしたところ、こども自身に関わることについては5割以上、こども自身に関わることでなくても3割以上が意見を伝える必要があると回答しておりますが、こどもだからですとか、あるいは、伝えても変わりはないからとの理由で、伝えなくてもよいという回答が1割以上ございました。

続いて、9ページ、市立養護学校、第二養護学校です。自分の考えを言いたくないという回答は、全体と同様に、1割以上ございましたけれども、理由としては、障害等によって自分で話をすることができないからという回答が最も多い状況でした。また、まちづくり等に関してこどもが意見を伝えることについては、全体と比較すると否定的な回答が多く、意見を伝えても変わりはないから伝えなくてもよいという回答の割合は、全体の2倍以上となっているような状況です。

続いて、ちょっととばしまして、12ページをお願いいたします。ここからは中学生～18歳程度の方を対象にした回答の状況になってございます。まず1つ目、アとして、家での生活で困っていること、家の外での生活で困っていることです。家では約3割が困っていることがあると回答

してありまして、最も多かったのは、塾や習い事が忙しいことでしたけれども、暴力や暴言等を受けているという回答も一定数ございました。また、家の外では約4割が困っていることがあると回答してありまして、勉強や仕事がかたくいかない、興味がないことなどが多く、自分の存在が認められておらず価値がないように感じるという回答も上位に位置している状況でございます。

次に、13ページです。こちらにつきましては、市立高等特別支援学校の生徒さんの分でございます。家で困っていることがあると回答したのは3割以上で、全体と比較してやや高く、お小遣いや生活費が不十分であること、必要なものや欲しいものがあるけれども我慢しているという回答が上位に位置しております。また、家の外で困っていることがあると回答したのは約3割で、全体と比較すると低い状況でしたけれども、最も多かったのは、自由に使えるお金がなく、好きなことができないことで、孤独であることや、自分に価値がないように感じるという回答が上位に位置しております。

続いて、14ページです。自分の気持ちを伝えるときに困っていること、困っているときの相談先です。約4割が困っていることがあると回答してありまして、自分の気持ちを上手に話せないことや、他人に伝える自信がないことなど、自分自身に関するところが上位でありましたけれども、誰に伝えたらよいか分からないことや、話をしても聞いてくれないという回答も一定数ございました。相談先につきましては、友人が5割以上で、最も多く、父母などの家族が続き、先生や職場の上司は1割以下でございました。また、困っていても誰にも相談しないという回答も1割以下でしたけれども、一定数ございました。その下の市立高等特別支援学校です。5割以上が、困っていることがあると回答してありまして、全体と比較するとかなり高く、自分の気持ちを上手に話せないことが突出して多いような状況でございました。相談先につきましては、全体と同様に、父母や友人という回答が多い状況でしたけれども、先生や職場の上司も約3割で、かなり高くなっております。また、困っていても誰にも相談しないという回答は1割以下で、全体とほぼ同様の傾向でございました。

続いて、15ページ、困っていても誰にも相談しない理由、知っている相談先でございます。相談しない理由としては、3割以上が信頼できる相談相手がいないと回答してありまして、自分で解決したり、相談しても無駄だと思うという回答が上位に位置しております。また、知っている相談先につきましては、約9割がスクールカウンセラー、6割以上が児童相談所と回答をしたほか、8割以上が複数の相談先を回答しております。

16ページ、上のほう、市立高等特別支援学校の分です。相談しない理由としては、自分で解決したり相談できる場所を知らない、以前相談したが解決しなかった、相手に悪いという回答がございましたが、市立養護学校や第二養護学校で最も多かった障害等によって自分で話をすることができないからという回答はございませんでした。

続いて、17ページの中段です。オ、学校のルールづくりやまちづくり、政治に子ども・若者が関わることでございます。子ども・若者に関することでなくても積極的に関わるべきという回答が約5割で最も多く、子ども・若者自身のことには関わるべきという回答と合わせると8割以上が肯定的でございましたけれども、関わっても変わりはないから積極的に関わる必要はないという回答も約1割ございました。市立高等特別支援学校につきましては、全体と比較すると、こど

も・若者に関することでも積極的に関わるべきという回答の割合が約4割で低く、反対に、関わっても変わらないから積極的に関わる必要はないという回答の割合は約2割で、高くなっておりま

す。続いて、ちょっと飛ばしまして、20ページをお願いいたします。ここから、こどもを養育していない19歳～29歳、いわゆる若者世代というふうに捉えていただいてもよろしいかと思

います。まず1つ目、こども・若者の権利に関することとさせていただきます。大人と同様に尊重されるべきという回答が5割で、最も多く、発達段階に応じて制限が必要という回答はやや少ない状況でございました。また、こども・若者に権利があることを初めて知ったという回答も若干あり

ました。続いて、イ、困っていること、困っているときの相談先とさせていただきます。約8割が困っていることがあると回答しておりまして、最も多かったのは人間関係が悪いということで、次いで、勉強や仕事、家事がうまくいかないことや、子育ての不安などが上位に位置してござ

います。また、相談先につきましては、友人が6割以上で、最も多く、誰にも相談しないという回答は1割以下という状況でございました。続いて、21ページ、ウ、困っていても誰にも相談しない理由、知っている相談先とさせていただきます。相談しない理由としては、全員が、相談しても無駄だと思

うと回答しているほか、信頼できる相談相手がいない、自分で解決をしたいという回答が多いような状況でございました。また、知っている相談先としては、スクールカウンセラーと児童相談所が約9割となっているほか、9割以上が、複数の相談先を回答してござ

います。続いて、エ、学校や社会のルールづくり、まちづくりにこども・若者が関わることについてでございます。こどもについては、こども自身のことには積極的に関わるべきという回答が5割以上で、最も多く、こどもに関することでも積極的に関わるべきという回答と合わせるとほとんどが肯定的となっております。また、若者につきましては、全体的に肯定的な傾向は同様でござ

いますけれども、若者自身のことでも積極的に関わるべきという回答が7割で、最も多く、こどもと比較するとかなり高いような状況でござ

若者については、全体的に肯定的な傾向はこどもと同様でしたけれども、若者自身のことでなくても積極的に関わるべきという回答が7割以上で、最も多く、こどもと比較するとかなり高くなっているほか、否定的な回答も一定数ございました。

続いて、25ページ、地域のこども・若者との関わりでございます。養育していない方では、挨拶をするという回答が5割以上で、最も多い状況でしたけれども、雑談をするという回答が約2割、何もしていないという回答は約4割ございました。一方、養育者でも挨拶をするという回答が最も多い状況でしたけれども、こちらは約8割と高く、雑談をするという回答も約3割で、何もしていないという回答は約1割という状況でございました。

続いて、27ページをお願いいたします。ここからはこども・若者に関する施設の職員の方への質問の回答状況でございます。まず1つ目、こども・若者の権利に関することでございます。大人と同じように尊重されるべきという回答が約7割で、最も多く、発達段階に応じて制限が必要という回答も約3割あったほか、権利があることを初めて知ったという回答も僅かながらございました。所属する施設における権利の保障状況については、肯定的な回答がほとんどだったものの、とても守られているという回答は、生きる権利、育つ権利に関しては5割以上だったのに対して、参加する権利に関しては約4割だったほか、守られていないという回答も若干ございました。また、全体の感じ方といたしまして、権利が十分守られているという回答は約4割でございましたけれども、十分守られていないという回答も約3割ありまして、権利の意識が高くなり過ぎて成長によくないという回答も約1割ございました。

続いて、28ページ、イの所属する施設における相談体制及び意見聴取・活用状況でございます。約8割が相談窓口を整備していると回答しておりますが、相談窓口がなく職員が対応する機会は少ないという回答も若干ございました。また、意見聴取の体制を整備しているのは5割以下でございましたが、施設運営に意見を活用することに肯定的な回答は9割以上あった一方、意見を活用する必要を感じないという回答も若干ございました。

続いて、30ページをお願いいたします。ここからはまとめといたしまして、それぞれの区分ごとに整理したものでございます。

まず、1つ目、こどもでございます。おおむね3割のこどもが日常生活において困難を抱えており、虐待やいじめなどの深刻な問題に直面しているこどもも一定程度おります。続いて、困っていても誰にも相談しない理由として、自分で解決したいという前向きな姿勢を示す回答が一定数ある一方、相談しても無駄だと思う、信頼できる相談相手がいないという回答も比較的多く、社会や周囲の大人などに対する信頼感をあまり持てない状況がうかがえます。また、まちづくりなどにこどもが関わることについてはおおむね肯定的ではございますが、関わっても変わらないなどの理由で否定的な考えも一定程度ございました。障害のあるこどもの多くは、自分の気持ちを伝えることに大きな困難を感じているほか、まちづくりへの参画についても否定的な傾向が強いような状況でございます。

続いて、2つ目、若者でございます。こども・若者の権利についてはおおむね肯定的ですが、大人と同様に尊重されるべきという考えと、発達段階に応じて制限が必要という考えがほぼ同程度でございました。日常生活において困難を抱えている割合はおおむね8割で、こどもと比較するとかなり高くなっており、誰にも相談しない理由として、相談しても無駄だと思う、信頼でき

る相談相手がいないことなどを挙げる割合も高くなっております。まちづくりなどへの関わりについては、積極的に関わるべきと考える傾向が、こどもから若者になるに従い、強くなるような状況でございます。自分の将来について半数近くがあまり希望を抱いていないような状況でございます。

続いて、3つ目、大人・養育者でございます。こども・若者の権利について、大人と同様に尊重されるべきか、発達段階に応じて制限が必要か、こどもの養育の有無で考える差異が出る傾向がございます。こども・若者の権利が十分に守られていないという認識がおおむね半数である一方、権利の意識が高くなり過ぎることへの懸念も一定程度あることがうかがえます。まちづくりなどへのこども・若者の関わりについては、積極的に関わるべきと考える傾向がこどもから若者になるに従い強くなるような状況でございます。地域のこども・若者との関わりについては、こどもの養育の有無でかなりの差異がございます。

最後、4つ目ですけれども、こども・若者に関する施設の職員についてです。所属する施設においてこども・若者の権利が十分に守られていない状況が僅かながら認められるほか、特に意見聴取の体制整備に課題がうかがえるような状況でございました。

以上で、駆け足で説明してまいりましたけれども、皆様に御協力いただいて実施しましたアンケートの調査結果につきましては、まだまだ詳細な分析等は必要でございますけれども、一旦概要という形でこのように御報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。大変回収数も多く、小学校1年生から、上は30代までという大変なボリュームの調査で、事務局の仕事量は大変なものだったであろうということで本当にお疲れさまでした。せっかくこれだけの手間暇かけた調査をやりましたので、十分、有効に利用をしなければいけないという感じをしておるところでございます。

これは非常にボリュームも多いので、それぞれに御意見をいただくと実はこれだけで時間を取らなければいけないんですけれども、今日はちょっとお気づきの点がありましたら、少し御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。じゃ、松島委員。

○松島委員 松島です。おまとめいただきましてありがとうございます。

こどものアンケート結果を見てみると、「分からない」とか「無駄だ」という言葉が非常に多く出てきたところに強いインパクトを受けました。基本条例であるということはもちろん承知の上で、改めてこの「分からない」とか「無駄だ」と言っているこどもたちに対して知ってもらおうとか、あとは実績をどんどん見せていくというような監視体制であったり、あとは救済とかというところともつながってくると思うんですけど、この条例が出来上がった後にどう機能しているのかというところまで伝わるような仕組みだったり、そういう制度設計が必要なんじゃないかなというところは改めて感じました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。続いて、郡司委員、どうぞ。

○郡司委員 ちょっと本筋とはずれてしまうかもしれないんですが、300ページあるほうに個別でいろいろ書いてくれているところがあったと思うんですけれども、すごく深刻そうな文章も多々見受けられまして、ここへの個別救済とかスクールカウンセラーさんとの連携というのは既に図られているのかというのがちょっと気になったので、お伺いできればと思うんですが、いかがでし

ようか。

○宮本委員長 事務局、お願いします。

○宮葉課長 自由記載のところですけども、かなり深刻な内容もございますけれども、基本的に、特定できないような状況で回答をいただいておりますので、教育機関、学校、教育委員会を含めまして、情報共有をしながら必要な見守りというか、そういった体制の検討の参考にさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○宮本委員長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○村山委員 村山でございます。相談することができない、自分の考えを言いたくないという回答の理由の中に、自分の考えを話す自信がないとか、うまく話せるかちょっと心配だとか、恥ずかしいとか、そういう内容が割と多かったかなと思うんですけども、そこも注目すべきかなと思っております。まとめのところにあまり強調されていないかなと思ったんですけども、困っていることに関して上手に話す必要はないわけで、自分のできる形でお話ししてくれればそれでいいわけですね。

それから、何か自分たちのことについて、意見表明するについても、うまく上手に発表という形で何かしなくてもいいわけで、できればいいんでしょうけれども、それは周りが支援することでしょうから、完璧な形で相談や意見を表明せねばならないみたいな前提がどこかにあるんじゃないかなと思っております。子どもたちにそういう認識をさせてしまっているのはこれまで何か原因があると思うんです。その分析もしていったほうがいいんじゃないかなという、そういう懸念がございましたので発言させていただきました。

以上です。

○宮本委員長 おっしゃるとおりですよ。この調査、千葉市だけでやっておりますので、他の国と比較できていませんけど、他の国と比較してみると、日本の子どもたちがとても勇気がなければ発言できない状態にあることが非常にはっきり出ているように思いますよね。ここを崩していかない限り、参加なんかあり得ないような状態にあると思っております。このあたり、学校教育の在り方に関して相当検討が必要ではないかなと私自身も思いました。

その他、いかがでしょうか。藤芳委員、どうぞ。

○藤芳委員 千葉市手をつなぐ育成会の藤芳です。私どもは知的障害のあるこどもの親の会です。、市立養護と第二養護のほうでアンケートを取られたのは、主に親や御本人に聞かれたのか、それとも学校のほうで行ったんですか。

○宮葉課長 基本的に学校のほうと相談をしながら進めておりまして、おうちで回答をするほうがより適切であればそのような対応をいたしました。

以上でございます

○藤芳委員 学校のほうと連携しながらやっていただいたというのもとてもよかったと思うのと、あと、市立高等特別支援学校のほうなんですけど、こちらのほうはどちらかというのと知的にも軽度な方が行かれている学校なので、その方たちが社会参加とかまちづくりのほうに対してすごく消極的な答えを出されているのが残念というか、先ほども若者みんなでつくっていくという、子どもも含めてみんなでやっていくまちづくりというふうにおっしゃっていたのに、なか

なか積極的に自分たちからやっていこうという気力がないというのがちょっと悲しいので、私たち親のほうも頑張っけてやっていこうよみたいな、そういう機運づくりもやっていきたいなと思いました。ありがとうございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。もうお一方だけ、じゃ、お二人。田村委員どうぞ。

○田村委員 ありがとうございます。私は皆さんにいただいた意見、本当にそのように思ったんですけれども、この30歳以上の養育者というところの意見を読んでいて、なるほどというところが非常に多くありました。こういった方たちが実際に自分のこども・若者ということの権利についてしっかりこういうアンケートを取って考えていただくのはとても必要なことですし、あと、今アフターケアみたいところで、普通に子育てをしている親もそうですし、子育てをしていない人もそうですけれども、こどもと関わることとか子育てに関するヒアリングみたいなことまどの人も同じ権利として学んでいかななくてはいけない時代というのが今来ていると思います。

親の養育というの、学んでいるからこどもを養育できるというものではないという時代に来ていますので、そういったところを、この回答から感じられる部分が非常に多くあったなというふうに思いましたので、1つだけ意見として申し上げておきます。

○宮本委員長 じゃ、吉永委員。

○吉永委員 私と田村委員、偶然全く同じ箇所だったんですけど、私が気づいたのは、28ページなんですけど、こどもを養育していない人のほうがこどもの権利を尊重すべきだと考えているところにちょっとびっくりして、こどもがいる人のほうが制限すべきであるという割合が高かったんですよ。なので、最後のまとめで先ほどこども企画課長がおっしゃっていた、おおむね3割のこどもが日常生活において困難を抱えているというのとちょっとリンクしていて、こどもがいる人のほうがこどもの権利に少しネガティブで、制限すべきと思っているんだなというところがちょっとびっくりしました。

○宮本委員長 制限をすべきだと言っているその親御さんの背景には、こどもを育てることが日々とても大変で、でもここに権利をかぶせたらどうなるんだろうという、日常の感覚というか苦勞が何となくにじみ出ているような、そういう感じはしますよね。

それから、自由記述の冊子をいただいていますけれど、これを全部読むにはものすごい量ですけど、特に子育てをしている親御さんの自由記述がものすごい量ですよ。つまり、それだけ子育て中の親御さんの日々の思いとか苦勞がいっぱい出ているような気もしました。これはちょっと丁寧に読んでみる必要があると思います。

あとは、20代、30代のこどもがまだいない人たちの意見というのも貴重で、特に20代は回収数が70名ぐらいで少ないんですけども、この方たちの参画への支持率と、それから将来に対する否定的な…41%の方が将来に希望がないと答えているというようなこととか、いろいろと考えなければならぬ実態というのはあるかと思えますけど、この年齢のこどものいない方たちの把握というのがとても難しく、先ほどの発表された方も大学生までだから把握できるけれども、そうでないと把握はできないというような、そういう問題もこの調査票からも出てきているけれども、実は貴重な意見を持っているんじゃないかという、そんな感じもしました。

そういうことでちょっと時間がないものですから、申し訳ありませんけれども、次へ行かせていただきます。

議題（3）各部会からの意見報告についてということで、去年の8月以降、4つの部会を何度かにわたって、委員の皆様には大変な時間を割いて御検討いただきました。

では、最初の総則検討部会の岸部会長から説明をお願いします。

○岸部会長 総則部会の岸でございます。資料4を御覧いただきたいと思います。総則部会の守備範囲は総則なんですけど、前文も含めて検討をさせていただきました。

前文は、市民の理解を深めることを考えた文章を作成するというを第一に考えておりますけれども、特にこどもに関する表現、かけがえのない存在などの表現を工夫してほしいというようなことや、新潟や相模原のような分かりやすい表現を心がけるということについて意見交換をしております。

また、目的のところでは、本委員会でも出ましたけれども、「未来を担う」という言葉など、そのあたり、丁寧な表現を使うということと、配慮に満ちた文言を持って目的を明らかにしていただきたいということをお話ししています。

ページをめくっていただいて3、定義の部分です。部会での主な意見のところを御覧いただければいいと思うんですが、千葉市の条例ではあるけれども、その千葉市民を対象にしているのかどうか、そうではなくて市にいろんな形で入ってくる人たち、目黒区のを参考にして、目黒区に住んだり、学んだり、遊んだり、働いたりというのは目黒区のほうには出ているのですが、そういった言葉を用いるのもひとつではないか。それに対して、千葉市の税金で学ぶのだからそんなに広げ過ぎてもどうかというような意見もありましたけれども、市の施設に親戚の子が一緒に行ったときに、あなたは千葉市民だけどあなたは千葉市民じゃないから駄目よというわけにはいかないだろうというようなことですね。非常に単純に言えばそういった事柄だと思います。

それから、外国籍、無戸籍のことについては、やはり今の時代、条例の中できちんとわきまえておかなければならない事柄なので、そのあたりのことをきちんと定義の中で意識していくことが必要だろうなというふうに思っています。特に入管法の問題なんか今出ているところですが、実際にそこにいるこどもに対してどういうふうに市が配慮できるかということと関わってくるだろうと思っています。

ページをめくっていただいて、基本理念のところでございますが、このところも非常に重要なところでもありますので丁寧な意見交換をしています。「家庭や子育てに夢を持ち」という言葉があって、夢って一体何だろうかというんですね。夢という言葉が独り歩きをすることに対してある危惧を感じるということと、この夢を持つのは誰なんだと、こどもが持つのか、親が持つのか、親だとしたら親の夢をこどもに押し付けるとすれば、それはちょっと違うんじゃないか、そういうようなこともあったり、「家庭や子育てに夢を持ち」という言葉が、少子化対策の意図が見え隠れしているんじゃないかということで、必ずしもこの家庭や子育てということが人生の目的ではない、そういう目的を持たないという選択肢もあるということを念頭に置かないとちょっと怪しくなってくるんじゃないかということも議論の中でありました。

それから、責務、周知啓発のところも重要で、せっかく条例が定められてもそれが知られていないと意味を持たないということと、こども基本条例なんだからこどもたちが分かりやすい文言を使うということ、これは前文のところでも話題になりましたけれども、せめて小学校高学年、中学生ぐらいが読めるような文言を使用していく必要があるだろうと。ある自治体ではですます調

を使っている条例がありまして、非常に文章としては画期的だなと思いましたが、そのですます調に表れてくる思いというものがあるんじゃないかと。市民に、とりわけ子どもたち・若者たちに浸透して行ってほしいという願いがそこに表れているのかなということも思いました。だからと言って、千葉市の子ども基本条例がですます調であるべきだということではありませんが、その意図をよく酌んだ条例づくりをしていただければなということです。

それから、特にこの総則の部分は法の理念を定めるといいますか、何のための法だということをはきちんと見極めていかなければならない、その方向性を指し示すところで、どうも日本人は理念の部分、あるいは哲学の部分というのは弱いですから、法が原理主義的になっていくのではなくて、何のための法か、子ども基本条例と言う以上、主権者は子どもだということをはきちんと定義づけていけるような法文を定めていただきたいということを総則部会としては願っているところでございます。

以上でございます。

○宮本委員長 御協力ありがとうございました。岸部会長、ありがとうございました。

それでは、続きまして、子どもの権利の保障検討部会、村山部会長、お願いします。

○村山部会長 村山でございます。私たち、子どもの権利の保障検討部会では、まず子どもの権利についてどのように書くのがいいんだろうとか、虐待などの人権侵害の根絶に関する項目、それから家庭や施設、地域においていかに子どもの権利を保障すべきか、保障をよりするためにはどのようなことをすべきか、最後に、権利の侵害の救済に関する検討をしてみました。全体を紹介できないので、特に私のほうでここは皆さんに御検討をいただきたいというか、知っていただきたいところのみ抜粋して申し上げていきたいと思えます。

まず、子どもの権利に関しては、どんな子どもにも等しくあるんだということを子どもたちに知ってもらいたいと、そういうふうに書こうということを強く話してまいりました。自分事と思えない、思わない子どもが一人もいないように、そういうふうにやっぺいこうと。それから権利侵害があった場合には嫌だと言っぺいいんだ、逃げていいんだ、相談していいんだということについてもしっかり伝えていきたいなど。あとは遊ぶ権利、休む権利、プライバシーに関する権利、それから生きるために必要な情報を与えられる権利、翼を与えられる権利ですか、そのような権利についてもしっかり伝えていこうということをお話しています。

あとは、これはとても重要だと思うんですけども、最善の利益というのは個々の子どもによって違うんだということはしっかり強調したいとお話してまいりました。つまり、何となく子どもたちにとってこれはいいだろうというのが最善の利益ではなくて、一人一人の子どもにとっての最善は何たるやというのをしっかり私たちは考えていかなければいけないねということ、常識的なことではあるんですけども、強調したいというふう考えております。

あとは、様々な理由によって権利侵害を受けやすい子どもへの配慮は必要であろうと、そしてそのような子ども本人、保護者の当事者の意見を聞きながらしっかりいろいろ施策を進めていくことも必要だということも話しました。

続いて、人権侵害、権利侵害の根絶に関してです。ここで一番重要視しているのが、何々はしてはならない、虐待してはならない、いじめは駄目です、体罰は駄目ですというのはよく見るのですが、それは当たり前なこと、私たちはそれらとセットで、虐待や体罰などの人権侵害を防

止・救済するために、周りの大人というか、地域・行政が何をすべきなのか、どのような点に配慮すべきなのかということも併せて示したほうがいいのではないかと考えてきました。結局、言いつ放しにならないということが重要だと思います。何とかはしちや駄目ですというふうに教えるだけではなくて、私たちはじゃあ何ができるのか、何をしなければいけないのかというのを必ずセットで考えていくということです。

それから、差別や権利侵害については、相手のことを知らないということから生じることもあると、未知の存在への恐怖ということもあると。ですから、その点についての理解を図ることも差別や権利侵害の解消につながるのではないかと御意見がありました。

あとは、人権侵害について、これは権利の保障に関してもそうなんですけれども、子どもたちは自分たちの権利が侵されているという状況に気付けないということもあると思います。大きくなってから、私は虐待を受けていたんだと気付くような子どももいると思います。ですから、幼少期の頃から権利侵害については理解できるように支援していく必要があるのではないかと御意見もありました。

続きまして、家庭や子どもに関する施設、それから地域における権利保障、どのようなことをしていくべきかということのお話ですけれども、家庭でも施設においてでもそうなんですけれども、子どもが未就学の段階から権利について知ったり、権利を守られるという実感をしたり、権利を行使するという経験が必要でしょうと、その経験を積むことができる環境づくりや関わりというのが必要であるということをお話しました。

それから、千葉市ではCAPなど、子どもの権利に関する取組みを既に広げていただいていますので、このような既存のすばらしい活動が継続でき、かつ、安定して広がっていくための様々な措置を講じていただきたいということも意見としてございました。

あとは、施設についてですけれども、子どもへの必要かつ相当な権利の制約というのが必要以上のものがされぬように、常に子どもに関わるルールなどについて、今日も校則のお話がありましたけれども、ルールなどについてその存在意義を検証したり、必要かつ相当な範囲を越えるルールについて見直しを行ったり、そのルールについて子どもに説明をしたりなど、そのような機会が必要だということをお話ししてきました。

あとは、権利の侵害を防ぐためにも権利の擁護をするためにも、生活の中で具体的にどのような実践をしていくかということもセットで子どもを支援することが必要ですと。今日もどなたか先ほど冒頭で言ってくれました。単に授業で何となく一般論を学ぶだけでは身にならないというか、あまり一生懸命になれない方も一定数いらっしゃるかもしれないということでしたので、やはり、生活の中で具体的に、自分たちの生活というのとリンクさせて実践をしていくことが重要なのではないかと御意見がありました。

それから、子どもの権利を侵害しないためにも、または権利をより一層保障するためにも、また、子どもに対して権利について伝えていくためにも、学校に限らず、あらゆる施設の職員さんは、子どもの権利について御自身が養成段階から知って学ぶことは必須でしょうと、施設としてはそのような機会をぜひ設けていただきたい、そんな意見がございました。

最後、権利の侵害に関する救済についてですけれども、現状、千葉市では、公平中立な第三者的な相談救済機関は存在しませんので、まずその設置をぜひお願いしたい、必須ですということ

で私たちは意見をまとめました。その機能としては、6ページに①から⑦まで、相談に応じ、助言や支援を行うこと、それから救済の申立て等に基づいて、調査、調整、勧告、是正要請など行うことなど、このような機能を備えた機関が必要ではないかというふうにまとめました。これは他の自治体のものも参考にしながらまとめてまいりました。

それから、体制についてですけれども、ここで十分議論できているとは思っておりませんけれども、やはり中立性・公平性というのがマストであること、それから専門家も必要であれば全て専門家だけでなければいけないというわけではないのじゃないかとか、あとは、こういう委員会ができますと、委員が何人か選ばれるわけですけれども、それだけでは当然回りませんので、事務局機能ですとか、サポーター機能ですとか、そのような人員、それから予算的措置もなければ十分には機能しないだろうというところまでまとめました。

以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。質問等は、全部会の報告を終わった後でまとめて出していきたいと思えます。

では、続きまして、こどもの意見表明と社会参画検討部会の田村部会長、お願いいたします。

○田村部会長 こどもの意見表明と社会参画検討部会です。こちらは9月に開かれて、その後シンポジウムがあり、ワークショップをやった方、今日もCCFCの子どもたちから意見が上がってきていて、それとリンクするところはどこかなというところを、今回も感じながら聞いていました。だから、本当は子どもたちの意見を聞いた上でもう一度部会を開くぐらいでないといけないだろうなと思いつながらなんですが、現段階でのところを皆さんにお話ししておきます。

まず、この意見表明と社会参画というのは一番核になる部分でもありますので、全般論としてどんな表現というか、この条例の中でこの2つを成り立たせていくかというところの意見が部会ではたくさん出ております。その中で先ほど総則部会のほうでもありましたとおり、全体の表現をどのようにしていくかということが非常に問題になっています。やはり、こどもの理解、主体として分かる条例にするときにどのような表現体を使うのか。今、話を聞いている中で、CCFCの子どもたちからも、自分たちの意見が反映されたというものにしてほしいという、軸にしてほしいという御意見もありますので、そこをどんなふうに反映するかということを私たちはきっちり考えて、子どもたちが反映されたという実感を持てるものにしないといけないというふうに思っています。

もう一つは、やはり、全てのこどもが対象というふうになっているところをしっかりと総則で規定をするということと、併せて、最後のほうに出てきましたが、例えば、なかなか意見を言いつらいとか、あるいは障害があるということで代弁者が必要という場合に、各項目の中で細かく指定をしていくということも非常に必要になる部分というものがあるだろうなと。それぞれの支援や条例の内容によって質を分けて書いていくことの必要性ということが話合いの中でなされています。

さらに、先ほども権利の保障部会のほうでもありましたとおり、実際に権利というものに対してしっかりと保障がなされているかどうか、権利についての調査とか意見反映の進捗状況みたいな調査研究ということをするような機関、そういったことも絶対に必要だろうということが挙げられていました。あとは、部会での意見のほうも御覧になっていただければと思います。

このこどもの意見表明と社会参画というところでは、ひとつ、もともとの総則の案になっているところが、こどもの意見表明の機会の確保という部分があります。ここでとても重要なのが(1)のところの一番上の、箇条にも書いてあるとおり、こどもが普段の生活の中でというところがとても大切だという意見がかなり出されていきました。つまり、こどもの日常ということをしかりと支える、意見表明を支える、環境の整備を入れないといけないということがこの話の中で出されています。

先ほどCCFCのこどもたちの中にもありましたけれども、こどもたちのつぶやきというのは非常に大切なものがあって、不登校とか、なかなか社会に参画できない、大人が信頼できないというこどもたちの中にもつぶやきというのはたくさんあって、そういったものをきちんと拾って支え、それを応援できるような条例、そういったものをつくっていくことが必要だろうということが出されていきました。

あともう一つは、やっぱり、学校とか教育、支援していく場、そういったところで意見表明ができるための例えば教育、学習、サポート、そういったものが必要だろうと。あとそれも段階に分けて、代弁者が必要になる場合もあり、そういうものの要請ということも必要だということの意見も出されていきました。また、それに対する細かな、どのようにこどもたちの意思決定あるいは意見を吸い上げる質的な方法ということもきちんと検討をしていかななくてはならないだろうという意見が挙がっております。

3ページ目、上の部分ですね、部会での意見のように、例えば居場所とかそういうものがあるけれども、常時運営していくことが大事ということで、そういったこどもの意見表明、そして社会参画ということを支えるような拠点となるような居場所が必要だろうというようなことが出ました。川崎が実際にやっている中でそういった拠点を設けますということで、夢パークというところを設けていますけれども、そういったものも千葉でも必要じゃないかというような意見が出されていきました。

あと、もう一つ核になるのが、意見表明の困難なこどもに対する配慮という部分です。ここは先ほどからお話の中で重なってくる場所ですけれども、代弁者、そして障害のある人たちを援助する大人がしっかりとそういうところで理解をしていくということについても大切であろうと。障害のある方の支援をしている現場はたくさんありまして、その中で割にこどもたちの意見というのは結構サポートをされているし、吸い上げられたりしているというような現状も委員の中からはお話がありました。逆に言えばそういった視点から、こどもたちの支援に関して学ばなくてはならない視点があるなということをお話を私に読んで感じていました。

あと、先ほどCCFCが大人に配慮するというか、そういった意見もありましたけれども、まさにそうで、大人の側が理解していない、分かっていないことというのは非常に多いということをお話を、私も皆さんの御意見を聞かせていただきながら感じていますので、大人の支援というか、大人が間違っているとかがということではなく、理解を広げていくための支援ということはとても必要だろうと思います。

あと啓発や情報提供、(3)の部分です。市として情報提供をしかり行う、情報提供ということについての仕組みが必要で、意見がなかなか言えない、学校に行けていない、なかなか社会につながっていない、そういうこども・若者にやはりSNSの導入をしてつなげていく。あるいは

は、情報も、情報提供じゃなくて、情報弱者でなかなか情報につながらないことで意見を言えないという子どもたち、若者たちも多いということがありますので、その情報をどうつないでいくのかという仕組みづくりが必要だという意見が出されています。

最後に4ページ目を開いていただくと、これまで挙がってきたことと関連する中でその機会の確保ということはどうしていくのかというような話が挙がっています。参画するための場所や仕組みづくりというのをこれまでもC B Tや居場所づくり、夢パーク、C C F Cもそうですけれども、たくさん千葉市での参画の取組みというのはあるんですけども、それを情報提供としてどうつないでいくのかとか、これからも継続的に維持していくということがどのようにできるのかという方法論をもう一度考えなくてはならないかなというふうに思います。そういったところが意見として挙がっていますけれども、この実際出た意見は9月の段階ですので、また子どもたちの意見とかそういったことを受けて、それをもう一度情報を整理するということが必要かなというふうに考えております。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。

それでは最後に、子どもに関する施策の推進検討部会、吉永部会長、お願いいたします。

○吉永部会長 それでは、資料7をご覧ください。私たちは2回、会議をやったんですが、市の方針として示されている部分に対する意見交換、それから推進計画に関する意見交換、それから最後に、推進状況の確認と検証について話し合いました。

最初の市の方針として出ているところは、ポイントは4つあったんですが、1つ目のところの「全ての子ども・若者が健やかに成長でき、社会参画を図れる環境の整備」というところについては、例えば目黒区の子ども条例の文言のように、子どもが自分に関わりのあることについて意見を述べたり、仲間をつくったり、活動に参加したりする権利が保障できるみたいに、具体的に規定するのがよりよいのではないかという意見があり、また、下から2つ目のポチなんですけど、「多様な価値観を認め、互いに尊重し合える関係の重要性について」も書きましょう、書いたほうがいいんじゃないかということで、今日もC C F Cの皆さんが、相互に若者たちが支え合うというようなことを提案されていたので、そこと一致するかなと思います。そして、N P O等のお話もありましたが、若者主体の団体に対する活動支援の必要性も明記したらいいのではないかというふうになりました。

次は、「困難な状況に置かれた子ども・若者の救済と継続的な見守り・支援、さらに自立を目指す環境整備」のところも非常に多くの問題がある現状について様々な意見があり、そういうことに対してきちんと言及しようという話がありました。

それから、部会の主な意見のところ、特定の年齢で必ず自立しなければいけないわけではないという意見がありまして、多様な生き方が選択できること、全ての若者が尊重されることを表現しようという意見がありました。今日の皆さんの発表でも、自立を皆さんが定義していて、自分で自分のことに関して選択できることが自立というふうに若者自身が定義されていたので、そういうような文言なんかも入れていけるとよいのかもかもしれません。

(3) 番なんですけど、ここは「子育てに夢や希望を感じられるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援」という表現だったんですが、その「夢や希望を感じられる」というところはもしか

したらいけないんじゃないかという意見が割と多くありました。ここは価値観を押し付けられないような表現で支援のことについて触れられるようにするのがよくて、子どもに対する支援と家庭に対する支援というのをしっかり両方書かなくてはいけないということがありました。先ほどのアンケート結果なんかもありますので、若干ここはもっと膨らませて、子育てをしている大人のケアをすることが子どもの権利を守ることにつながるといようなこともしっかり書き込めるといいのかもしれない。

それから（４）番目、「地域における子どもや子育て家庭の支援者の育成・支援」、これは今まで部会長の皆さんが述べられたことともつながると思うんですが、そういう人材育成も施策の推進に不可欠であるということを書くことが大事だと思います。

それから、２番目の計画のところなんですが、ここはちょっと皆さんがぜひ施策をきちんと推進していくためには横断的に庁内が取り組む必要があるんで、そういうものをしっかり保障するような、ドイツのミュンヘンで活躍する子ども代理人統括官と呼ばれる存在がいたほうがいいんじゃないかという意見が出ました。

それから、先ほど郡司委員が言ってくださったんですが、推進状況の確認や検証については、審議会的なものが必要であり、また、当事者である子どもや若者が参加する必要があるというふうな意見が出ました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。何度にもわたり審議していただいた各部会の報告をしていただいたわけですが、それでは、少し質疑応答の時間にしたいと思います。いかがでしょうか。ちょっと対象がとても多いので、本当にどこからでも結構です。沖委員、どうぞ。

○沖委員 私の地域の町内会で子どもカフェをやろうという話があったんです。そうしたらやっぱり反対する人というのは一定数いるんですけど、どういう内容だったかというのと、子どもが行き帰りに事故に遭ったらその責任はどこにあるのかとか、何かあったときに保険に入っておかないと危ないだろうとか、いわゆる保身、リスク管理とか、そういうところでちょっと今子どもカフェは頓挫しているんですね。年配の方が多い地域でもあるのですが、じゃ、みんなでまずはお寺に集まるかという町内会長の意見があって、２月末からその集まりをやろうと思っているんです。そこで、村山委員にお伺いしたいんですけど、町内会で子どもカフェをやって、行き帰りに子どもが事故に遭ったら、その責任の所在はどこになるんですか。心理的な問題なのか法的なのか、そこまで言われちゃうと何も行動できないなというのがあって。

○村山委員 ここで難しいのは、視点として、私たちの部会でも少し触れたんですけども、何かをするにしても何でも、子どもの居場所の安全配慮義務というのは絶対マストなものだろうということでも話をしていました。私たちはみんな子どもたちが幸せになればということでこの条例を検討しているわけですが、安全というのはいかに根底にあるものなのに、安全をつくり上げるためにどうすべきか、という議論はあまりされていないのかなと思っているので、安全というのはひとつ重要な視点ではあると思います。ただ、それだけでどんどん権利を後退させてしまうと意味がないので、その調整は重要だろうなと思っています。

○宮本委員長 ありがとうございます。それでは、あとお二人から発言をいただいて、このセッシ

ョンを終わりにしたいと思いますが、どうでしょうか。どうぞ。

○**檜浦委員** こどものまちC B Tの檜浦です。まず何よりも最初に、今日参加してくれた学生さんたちの意見を聴かせていただいて、非常に頭の中がリフレッシュしたなど感じております。その中の一つ一つについては、先ほど——私、参画のほうに入っている者なので田村部会長の下、いろいろと意見を言わなきゃいけないんですが——田村部会長が最初に、今日のお話をまずは1回、部会の中でもまなきゃ本当はいけないんでしょうという話も出たとおり、やはり、せっかく今日いただいたこういう提案を、今日の会議では難しいにしても、何もやらないわけにいかないなどということを感じました。

ただ、ちょっと思ったのは、今の若者たちとっていいんですけども、言葉が思いのほか片仮名が多いですね。漠然と。これは片仮名が多いというのがやっぱりこの時代に合っているんじゃないかなというのはすごく感じて、これから条例をつくるに当たっても、片仮名を使わないことを意識しなくてもいいんじゃないかなと。やはり、ゲームとかそういう言葉が入るのはちょっとあれかもしれないですけども、実際、若者たちの中では当たり前言葉ですし、コミュニティーにしてもインセンティブにしても、入っていてもいいんじゃないかなというふうにもまず感じました。

あと、これは、この委員会は期限が決められているものではあると思いますが、先ほど若者の言葉でブラック校則という言葉が1回出ました。そのブラック校則という言葉自体は確かに校則がおかしいよというのがあると思うんですが、あれは単にその校則とかを更新してっていないから、アップデートしていないからたまたま残っているということだと思うんですね。本来ちゃんとアップデートしていけば、そんな校則はなくなっているはずなんですけども、それをやっていく時間がない、学校なら学校ではそんなことを検討している暇がないという、要するにこどもを取り巻く人たちの余裕がないからということだと思いますので、この基本条例についても、ぜひ、できた後でほっとしないで、ちゃんと定期的にアップデートしていきましょうよという条例になったらいいなと思いました。

すみません、そんな意見です。

○**宮本委員長** ありがとうございます。

じゃ、もうお一人だけ。すみません、制限して申し訳ないですけども。どうぞ。

○**山崎委員** すみません、千葉市民間子どもルーム連絡協議会の山崎と申します。私の立場が、保育園と学童、子どもルームを運営していますので、立場から1点だけ申し上げると、アンケートの中で、やはり心配される、誰に相談するかというところで、お父さん、お母さんの話が一部出てくると思うんですが、その後にやっぱり教員の先生方やそこにいらっしゃる保育士や支援員さんの方々のところが上位でもっと来ていただけたらいいなと思っているんですが、やっぱりここは実感しております。なかなか相談したくても身近な大人の人がないとか、ボランティアの方がいらっしゃらないという地域の方は多いと思いますので、子どもルームだと、そういった学校とかという場面でないところで家庭に近いような状況で支援員が近くにおりますので、こどもたちからの相談とか、こどもたち同士の小さいコミュニティーでの話合いというのは結構多く持たれたりします。

子ども会議などと言っていたりもするんですけど、保育園でもそうなんです、大きい輪の中で話し合いを進めると、こどもたちの意見というのは保育園児でも出づらかったりするんで、そういったサポートをされる方が少しでも多くなっていくと、小さいコミュニティでこどもたちが意見表明しやすいと思いますので、最後にちょっとそこら辺を申し上げて私からの発言とさせていただきます。よろしくお願いします。

○宮本委員長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様も発言したいことがおありだと思えますけれども、本日はここまでにしたいと思えます。

そこで、事務局におかれましては、本検討委員会や各部会での意見のほか、昨年開催されたシンポジウムや、本日御報告いただいたアンケートの調査結果、それから委員会で発表していただいた「こども・若者市役所」の皆さんからの提言というような、これまでの様々な取組みを踏まえて条例の素案を策定していただき、3月に開催される会議で御報告をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次第の3でございます。その他ですが、事務局から御連絡はありますでしょうか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。次回のこども基本条例検討委員会でございますけれども、3月25日を予定しております。既に皆様方におかれましては日程の御案内等をしているところでございますけれども、また改めて開催通知や配付資料につきまして、近くになりましたら送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○宮本委員長 ありがとうございます。3月25日ということで、よろしくお願いします。

それでは、最後にということで、本日、全体を通してのコメントを矢尾板副委員長からお願いしたいと思います。

○矢尾板副委員長 よろしく申し上げます。本日は「こども・若者市役所」の皆さん、どうもありがとうございます。また、委員の皆さん、各部会のお話、どうもありがとうございます。ぜひ今日の議論をまた聞いて、「こども・若者市役所」の皆さんに聞いていただいていますので、この議論を聞いてどう思ったのかということは聞いてみたいというふうに思いますので、また後ほど教えてください。

部会でいろいろと検討をしていただいたと思うんですけども、ひとつ確認をしなければいけないのは、やっぱり大人の目線で作っているところがあると思うので、これをまたこどもや若者の皆さんがどう受け止めるのか、どういうふうに見られるんだろうなということをちゃんと確認していかないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

こうした機会を、今、オブザーバーで残っていただいていますけれども、意見を言いたかったりとか、質問をしたかったりとかいうこともあったんじゃないかなと思いますが、やっぱり、素案ができた段階とか、今日のお話の内容を踏まえて、この皆さんと一緒に語り合うというか、情報交換できる機会なんかもあったらいいのかなということで、「こども・若者市役所」のプロジェクトのほうでもそうした機会を持てればいいかなと思うので、ぜひ委員の皆さん、特に郡司委員と松島委員は大学院生と大学生ですので、委員としてではなく、一参加者として来ていただいて、いろいろ議論ができるといいんじゃないかなと思います。

すみません、あと2点ほどお話をしたいんですが、今日いろいろ議論を聞いて、また、「こど

も・若者市役所」の皆さんの発表を聞いて、こども基本条例をなぜつくるのかというところを改めて考えさせていただいたように思います。具体的なお話が出ている中で、その部分あまり詰まっていないとか、あまり共有されていなかったのかなというふうに思った中で、何でつくるのかということをもう一回メッセージとして考えていく必要性があって、それは幾つかあると思うんですけども、今回、最初の発表を聞いて、やっぱり大人が変わっていかなくちゃいけないんだなというところで、この条例ができて、大人の意識が変わっていくという効果がすごく大切なんじゃないかな、こうしたメッセージを持たせていくということが求められているんじゃないかなというふうに思います。

その点では、言葉は悪いですけども、大人が試されている機会なのかなというふうに思いますので、もう一度その視点を持ち直して、最終的な素案のところからの議論をやっていく必要性があるかなというふうに思います。

3点目ですけども、今日発表をしていただいて、いろんなキーワードをいただいたんですけども、一人一人の個性が尊重されるということが大切で、ここがなかなか大人の目線から今まで尊重できていなかったという部分がたくさんあるんじゃないかなと。これをしっかり守っていないといけないと思いますし、やっぱり意見が尊重されるというところでは、その後、意見を言ってもいいとか、自分なりに言っているという安心感をちゃんと環境としてつくっていく必要があると思いますし、さらに、意見を聞かれている実感を持たなくちゃいけない、アンケート結果でもそういったものが出ていると思います。その実感をどう持ってもらえるのか、持てるのかということの環境をつくらないといけないなというふうに思います。

あとは部会のほうの意見からも、夢とか未来とかそういう言葉は避けたほうがいいということなんですが、どういう言葉なのかなというふうに考えると、やっぱり自分らしさというものは、特にみんながそれぞれ自分らしい生き方、自分らしい幸せというものが得られていく、こうしたことを目指していけるということが大変大切なのかなというふうに思いましたので、そうしたことを実行できるこども・若者のコミュニティーをどうつくっていくのかということが、この基本条例に求められている最大の任務というか、ミッションなのかなというふうに思った次第です。ここまで感想です。

そのコミュニティーをつくったときに、我々大人がどういうふうに関われる、何か目線高く言ってもいいんだよとかそういう話じゃなくて、一緒になって同じ目線で共に関わって、共に考えられる、そうした地域になっていけば千葉市はいい地域になっていくんじゃないかなと、今日の発表を通じ、また部会の皆さんの御意見をいただいて感じたところです。

今後、素案ということなんですけれども、こうした考え方や理念をうまく条例で表現をしていただきたいなというふうに思いますし、さらに言えば、個別具体的なところは場合によっては条例ではなくて、今後のこどもの基本計画であるとか、個別事業のほうでしっかり反映していくということになると思いますので、そこは条例でどこまで表現をして、具体的なところは計画や個別事業にどうしていくのかという少し整理をしながら、素案の作成をお願いしたいなと思ったところですので、ぜひ、この部分はお願ひできればと思います。

以上でございます。

○宮本委員長 どうもありがとうございました。

委員の皆様のおかげを持ちまして円滑に議事を進めることができました。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しします。

○佐久間補佐 それでは、以上を持ちまして、令和5年度第4回千葉市こども基本条例検討委員会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は、祝日の中、どうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。